

財団法人大阪府地域支援人権金融公社との 準消費貸借契約の締結について

1. 契約のポイント

- (1) 準消費貸借契約を締結する。
- (2) 全額返済までの返済期日、返済金額を新たに明記し、最終返済期限を確定する。
- (3) 貸付金の資金使途は、産業振興や人材育成を目的とした融資から、自立的な経営を促進するため寄附行為にそった公益性の高い事業に対する融資とする。
- (4) 返済を確実なものとするため、強制執行認諾付きの公正証書によって契約を締結する。

2. 契約条項

(1) 準消費貸借契約の締結

大阪府（以下、「甲」という。）及び財団法人大阪府地域支援人権金融公社（以下、「乙」という。）は、甲から乙に貸し付けられた貸付金の債務残高の合計額 3,375,855,606 円を、本契約に基づく貸付金として、準消費貸借契約を締結する。

本契約に基づく貸付金は、無利息とする。

(2) 返済期日、返済金額

乙は、本貸付金を、別表 1 及び別表 2 のとおり、各年度の末日（末日が土曜日又は日曜日にあたる場合は、その前日又は前々日の金曜日）までに、甲の指定する方法により返済するものとする。

乙は、乙の財務事情により、別表 2 の単年度支払金額を変更する必要があるときは、各年度 2 月末日までに書面により甲に申し出を行い、甲が書面により承認した場合は、単年度支払金額を変更することができるものとする。

乙は、経済変動等急激な社会情勢等の変化を受け乙の経営に著しい支障をきたし、別表 2 の支払総額を変更する必要があるときは、書面により甲に申し出を行い、甲が書面により承認した場合は、支払総額を変更することができるものとする。

(3) 貸付金の資金用途等

乙は、乙の寄附行為に沿った公益性の高い事業に融資するものとする。

乙は、本貸付金を運用し、次に掲げる者に対し融資する。ただし、当該融資は、前項の目的に従ったものでなければならない。

ア 大阪府内で社会貢献活動に取り組む中小企業者又は特定非営利活動法人等

イ 大阪府内で事業を営む中小企業者又は大阪府内に住所を有する個人

(4) 公正証書の作成

甲及び乙は、本契約の承認及び強制執行の認諾を証する公正証書の作成手続をとるものとする。

3. その他の契約条項

(1) 繰上返済

乙は、期日が到来する以前に貸付金の全部又は一部を返済することができるものとする。

甲は、乙の財務状況から繰上返済が可能と認められるときは、期日が到来する以前に貸付金の全部又は一部の返済について、乙に協議を求めることができるものとする。

(2) 期限の利益の喪失

甲は、乙において次の項目のいずれかに該当したときは、残債務の全額について返済を請求できるものとする。

融資事業を廃止したとき

本契約による貸付金の返済を遅延したとき

本契約に違反する行為があったとき

別表 1

支払年度	支払金額
2010（平成22）年度	金6,452,430円
2011（平成23）年度	金6,452,430円
2012（平成24）年度	金1,046,340,000円

別表 2

支払年度	単年度支払金額	支払総額
2013（平成25）年度から 2017（平成29）年度まで	金89,101,013円	金445,505,065円
2018（平成30）年度から 2022（平成34）年度まで	金89,101,013円	金445,505,065円
2023（平成35）年度から 2027（平成39）年度まで	金89,101,013円	金445,505,065円
2028（平成40）年度から 2032（平成44）年度まで	金89,101,011円	金445,505,055円
2033（平成45）年度から 2038（平成50）年度まで	金89,098,416円	金534,590,496円

<資料>

大阪府の貸付金残高等

項目	金額
貸付金合計（昭和44年度～昭和60年度）	70億4,564万円
返済金合計（平成3年度～平成21年度）	36億6,978万円
平成15年度	13億9,512万円
平成19年度	13億9,512万円
その他年度（H15年度、H19年度除く）	8億7,954万円
貸付金残高	33億7,586万円